

飲食店
の皆様

HACCPの訪問アドバイスを 活用しませんか？

平成30年に食品衛生法が改正され、
原則すべての食品等事業者は「HACCPに沿った衛生管理」を行うことが義務となりました。
(令和3年6月1日から本格施行)

飲食店の皆様が、小規模な営業者等を対象とした「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」をスムーズに
導入できるよう、専門相談員がお店を訪問してお手伝いします。

こ
ち
ら
の
案
内
は



東京都委託事業
先着360店まで
無料でお手伝い

《対象施設》
飲食店・喫茶店など

- 都内のお店が対象です。
(23区、八王子市、町田市内のお店を除きます。)
- 小規模な一般飲食店向けの手引書を使用する
お店が対象となります。

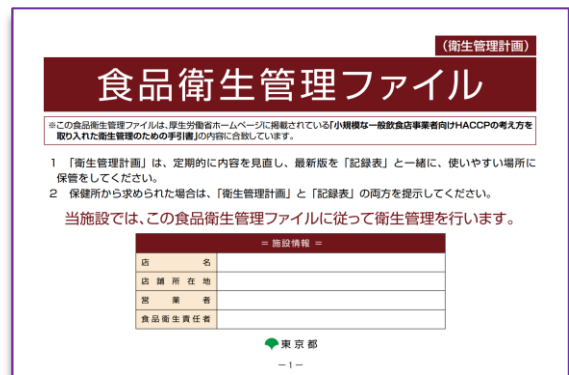
裏面をお申し込み
にお使いください

HACCPに沿った衛生管理とは？

衛生管理計画の作成、記録・保管等が求められます。

飲食店の皆様は、各業界団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書を参考に取り組むことができます。

東京都では、小規模な一般飲食店向けの手引書に基づく支援ツール「食品衛生管理ファイル」を作成しており、本事業でも活用します。



東京都福祉保健局健康安全部食品監視課
電話 03-5320-4475

受託者・窓口

一般社団法人東京都食品衛生協会
電話 03-3934-5826

お申し込み先

FAX 03-3934-5827

必要事項を議記入のうえ、FAXまたはお電話(03-3934-5826)でお申し込みください。

○事業の流れ

- ① 一般社団法人東京都食品衛生協会(都食協)に申し込み
右下の申込書に記入して、FAXまたはお電話でお申し込みください。
- ② 都食協から連絡
日程調整: 担当する専門相談員がお電話します。
- ③ 「衛生管理計画」の作成をお手伝い
専門相談員がお店に伺い、調理や衛生管理のお話をお聞きしてアドバイスします。
- ④ 後日、都食協から結果報告書をお渡しします。

○御用意いただく書類

- 営業許可書(必須)
- 食品衛生責任者手帳
*または資格を示す証書類
例) 調理師免許証 など
- 「食品衛生管理ファイル」
*お持ちでない場合は日程調整の際に
お知らせください。

FAX

◆切り離さずこのままFAXでお申し込みください◆

HACCP 訪問アドバイス 申込書

申し込み先・問い合わせ先

〒175-0083
東京都板橋区徳丸1-19-10
一般社団法人東京都食品衛生協会
東京食品技術研究所
食品衛生コンサルタント部
担当 齊藤、田崎、村上



電話 03-3934-5826

e-mail: consul@toshoku.or.jp

事業対象
施設住所

〒

施設名称

ご連絡先
担当者様

チェックを
付けて下
さい

技研受付 2021-A0

No.